

第1編 総則

第1章 計画作成の趣旨等

第1節 計画の目的

この計画は、市の地域において、地震の発生により生ずるおそれのある住民、来訪者の生命、身体及び財産並びに地域として有する公共的財産への安全上の脅威及び損害を軽減することを目的とする。

第2節 計画の基本方針及び災害の範囲

第1 計画の基本方針

この計画は、市の地域における防災に関して、市、府、国、防災関係機関、公共的団体及び市民、事業所がその有する全機能を発揮し、適切に連携するための総合的かつ基本的な計画として、災害対策基本法第42条及び市防災会議条例第2条の規定に基づき市防災会議が作成するものであって、以下の内容を基本方針とする。

- 1 過去の市の災害事例はもちろんのこと他県を含む大規模地震被災市町村の経験に学び、想定される救援・救助を要する事態や被災者の要望に対し、窓口となる市の責任担当部・課、市・府・国等防災関係機関相互の役割分担、連携・協力に関する基本指針等を可能な限り網羅的かつ具体的に明記した計画とする。
- 2 「自らの身の安全は自ら守る」との観点から、また「発災初期における、地域ぐるみの防災活動の如何が被害軽減や二次災害防止の成否を大きく決定する」との観点から市民・事業所の担うべき役割分担・努力目標を可能な限り全ての項目に関して、明記した計画とする。
- 3 災害時の混乱した状況のなかで、「自ら身の安全を守ることが困難」な高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、妊産婦、日本語を解しない外国人等の、いわゆる要配慮者に対する優先的な救援・救助対策の実施、特殊な配慮を必要とする対策内容を可能な限り網羅的かつ具体的に明記した計画とする。

第2 災害の範囲

この計画では、次の災害等についての対応を図る。

- 1 地震災害
- 2 地震に関連した土砂災害、降・積雪等災害

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の防災基本計画、府の地域防災計画の修正のある場合、市の組織変更や社会的条件に大きな変化のある場合等に必要な修正を行う。

そのため、各対策担当部・課及び各防災関係機関は関係のある事項に関して毎年検討を加え、修正の必要の有無、計画修正案を毎年3月末日（緊急を要する事項については、そのつど市防災会議が指定する期日）までに、市防災会議事務局（市総務部総務課）あて提出しなければならない。

第4節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------|---|
| 1 災 対 法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） |
| 2 救 助 法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| 3 府 | 京都府 |
| 4 府防災計画 | 京都府地域防災計画 |
| 5 市 | 京丹後市 |
| 6 市防災計画 | 京丹後市地域防災計画 |
| 7 本 部 | 京丹後市災害対策本部 |
| 8 支 部 | 京丹後市災害対策本部の支部 |
| 9 要配慮者 | 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者 |
| 10 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者 |

第5節 計画の周知徹底

この計画は、京丹後市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研究、訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画については、必要に応じ職員あるいは地域住民・事業所に周知徹底するものとする。

第6節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じ細部の活動計画等を作成し万全を期するものとする。

第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務

第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

京丹後市並びに京丹後市の区域を管轄する指定地方行政機関、京都府、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、京丹後市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
京丹後市	1 京丹後市防災会議及び京丹後市災害対策本部に関する事務 2 地震対策計画の作成 3 地震防災に関する組織の整備 4 地震防災のための施設の整備 5 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策 6 地震情報の収集と伝達 7 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報 8 防災思想の普及及び防災訓練の実施 9 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備 その他住民の自発的な防災活動の促進 10 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定 11 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令 12 災害の防除と拡大の防止 13 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置 14 指定避難所における良好な生活環境の確保 15 災害応急対策及び復旧資材等の確保 16 消防、水防、その他の応急措置 17 被災企業等に対する融資等の対策 18 被災市営施設の応急対策 19 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 20 災害時における文教対策 21 災害対策要員等の動員 22 災害時における交通、輸送の確保 23 被災施設の復旧 24 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 25 被災者の援護を図るための措置 26 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
京都府		1 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項 2 地震対策計画の作成 3 地震防災に関する組織の整備 4 地震防災のための施設の整備 5 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策 6 地震情報の収集と伝達 7 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 8 防災思想の普及及び防災訓練の実施 9 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進 10 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言 11 災害の防除と拡大の防止 12 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置 13 災害応急対策及び復旧資材等の確保 14 水防、その他の応急措置 15 被災企業等に対する融資等の対策 16 被災府営施設の応急対策 17 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 18 災害時における文教対策 19 災害時における公安の維持 20 災害対策要員等の動員 21 災害時における交通、輸送の確保 22 被災施設の復旧 23 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、斡旋等 24 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結
府 出 先 機 関	丹後広域振興局	1 京都府丹後災害対策支部に関する事務 2 防災に関する組織の整備と訓練 3 地震情報の収集と伝達 4 管内市町災害対策本部、自衛隊その他の関係機関等との連絡調整 5 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報 6 被災企業等に対する融資等の対策
	丹後土木事務所	1 河川、海岸、道路、橋梁、砂防関係施設等の被害状況調査及び応急対策 2 水防資材の整備点検及び調達・輸送 3 災害による水防活動の指導 4 公共土木施設の災害復旧 5 水防に関する予警報の連絡 6 道路除雪対策
	丹後保健所	1 災害用医薬品等の整備補給 2 医療機関の被害状況調査及び応急対策 3 医療救護、防疫及び飲料水の供給

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	丹後教育局	1 教育関係被害状況の収集整理及び応急対策 2 災害地における児童・生徒の応急教育 3 教科書の調達及び配分 4 災害時における休校、登下校の措置
	京丹後警察署	1 災害に関する情報収集及び広報 2 被災者救出救助及び避難誘導措置 3 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙 4 行方不明者の相談 5 危険物の応急対策 6 検視、被災遺体の身元確認 7 被災地及びその周辺の交通規制 8 緊急交通路の確保 9 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付
指定 地方 行政 機関	近畿中国森林 管理局京都大 阪森林管理事 務所 宮津森林事務 所	1 国有保有林、治山施設、地すべり防止等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧 4 災害対策用資材の供給
	近畿農政局	1 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導 4 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導 5 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧 6 土地改良機械の緊急貸付 7 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策 8 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整
	近畿地方整備 局福知山河川 国道事務所	1 国土交通省管理公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 5 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること 6 国土交通省管理公共土木施設の二次被害の防止に関すること 7 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導 8 国土交通省管理公共土木施設の復旧に関すること 9 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 10 災害時の海上の流出油に対する防除措置 11 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
	大阪航空局大 阪空港事務所	1 空港（航空通信、無線施設を含む）及び航空機の保安 2 遭難航空機の捜索及び救助

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	大阪管区気象 台京都地方気 象台	1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
	第八管区海上 保安本部 舞鶴海上保安 部	1 海難救助、海上警備、海上の安全確保 2 航路標識等の保全 3 災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
	京都労働局丹 後労働基準監 督署	1 産業災害予防対策 2 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施 3 災害応急対策に必要な労働力の確保
	近畿中部防衛 局	1 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること 2 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること
	その他の機関	京都府地域防災計画による
自衛隊	陸上自衛隊第 7普通科連隊 海上自衛隊舞 鶴地方隊 航空自衛隊第 35警戒隊	1 災害の予防及び災害応急対策の支援
指定公共機関	西日本電信電 話株式会社京 都支店	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
	日本赤十字社 京都府支部	1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 2 災害時における被災者の救護保護 3 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整 4 義援金の募集及び義援品の募集・配分
	日本放送協会 京都放送局 丹後舞鶴支局	1 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分
	関西電力送配 電株式会社	1 電力供給施設等の整備と防災管理 2 災害時における電力供給 3 被災施設の応急対策及び復旧
	日本通運株式 会社京都支店	1 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	日本郵便株式会社（峰山郵便局）	1 災害時における郵便物の送達の確保 2 被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 4 被災者が差し出す郵便物の料金免除 5 郵便局の窓口業務の維持
	その他機関	京都府地域防災計画による
指定地方公共機関	北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）	1 鉄道施設等の保全 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送 3 通信施設の確保と通信連絡の協力
	一般社団法人京都府バス協会(丹後支部)	1 災害時における避難者の輸送等に関する協会所属各社との連絡調整
	一般社団法人京都府トラック協会(丹後支部)	1 災害時における緊急物資の輸送の確保に関する協会所属各社との連絡調整
	一般社団法人京都府LPガス協会(丹後支部)	1 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保 2 災害時における液化石油ガスの供給確保 3 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
	その他機関	京都府地域防災計画による
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	丹後土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 2 農地及び農業施設の被害調査と災害復旧 3 たん水の防排除施設の整備と管理
	丹後海陸交通株式会社 その他自動車運送機関	1 安全輸送の確保 2 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
	京都農業協同組合 丹後地区森林組合 京都府漁業協同組合 上宇川漁業協同組合 野間漁業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2 被災組合員に対する融資又は斡旋 3 生産資材等の確保又は斡旋
	京丹後市社会福祉協議会	1 災害時のボランティアの受入れ事務 2 要配慮者の救援、救護及び生活支援活動の協力

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
		3 所管事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力
福祉関係団体		1 災害時のボランティアの受入れ事務の協力 2 要配慮者の救援、救護及び生活支援活動の協力
福祉関係施設の管理者		1 災害時における施設利用者の安全確保 2 要配慮者の救援、救護の提供協力
北丹医師会 病院等経営者		1 医療施設の整備と避難の訓練 2 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護
金融機関		1 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
京丹後市商工会		1 食品、生活必需品等物資の調達、購入に対する協力
報道機関 N P O 法人京 丹後コミュニ ティ放送		1 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
久美浜町有線 放送農業協同 組合		1 町民に対する防災意識の普及と予警報等の周知徹底 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底
丹後、網野、 久美浜各救難 所		1 救難所員への出動要請 2 沿岸部における即時性の高い海難救助活動
建設業者		1 災害時における応急復旧の協力
液化石油ガス 取扱機関		1 液化石油ガスの防災管理 2 災害時における液化石油ガスの供給
危険物関係施 設管理者		1 災害時における危険物の保安措置に関すること
ホテル・旅館 等宿泊業者		1 災害時における施設利用者の安全確保 2 災害時における緊急避難場所、避難所、炊出し、入浴サービス等の提供協力
観光公社		1 宿泊施設等に対する各種情報の伝達と災害情報等の連絡
区(自治会)		1 地域内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の連絡 2 避難の誘導、指定避難所の運営に関する協力 3 地域内に発生した事項についての応急措置 4 各種機関に対する協力
女性団体・ 青年団体・ P T A 等各 地域団体		1 各地域等における要配慮者等の安全確保のための協力 2 災害時の炊出し、緊急動員についての協力 3 災害状況等の報告及び情報の連絡に関すること
その他の団体 等		京都府地域防災計画による

第2節 住民・事業所の責務

区分	責務
住民	住民は、「自らの身の安全は自ら守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る」ことを防災の基本として、平時には災害に備えるための手段を講じ、災害時には相互に協力し積極的な自主防災活動を行う。また、市、府、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力する。
事業所	事業所は、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、住民と協力し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくり、災害に強いコミュニティづくりのためにその有する機能を発揮し、災害時には、従業員、来訪者の安全確保、救援保護を行い、地域住民と相互に協力し積極的な自主防災活動を行う。また、市、府、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力する。

第3章 市の概況

第1節 市の自然条件

第1 位置と概況

1 京丹後市の位置

京丹後市は、京都府の最北端に位置し、西は兵庫県に接している。府庁所在地京都市（京都府庁付近）へ直線距離で約 90km、最も近い府内市である宮津市へ約 15km、海上自衛隊基地もある舞鶴市へは約 40km の圏内にある。

2 京丹後市の隣接市町

東	宮津市、与謝郡伊根町
西	兵庫県豊岡市
南	与謝郡与謝野町(旧岩滝町、野田川町)、兵庫県豊岡市(旧出石郡但東町、出石町)
北	—

3 概況

(1)市の面積、ひろがり及び標高

面積	ひろがり		標高	
	東西	南北	最高	最低
501.43km ²	約 35km	約 30km	696.7m	0m

(2)地区別面積

	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
面積	67.45km ²	68.93km ²	75.07km ²	64.55km ²	80.38km ²	145.05km ²

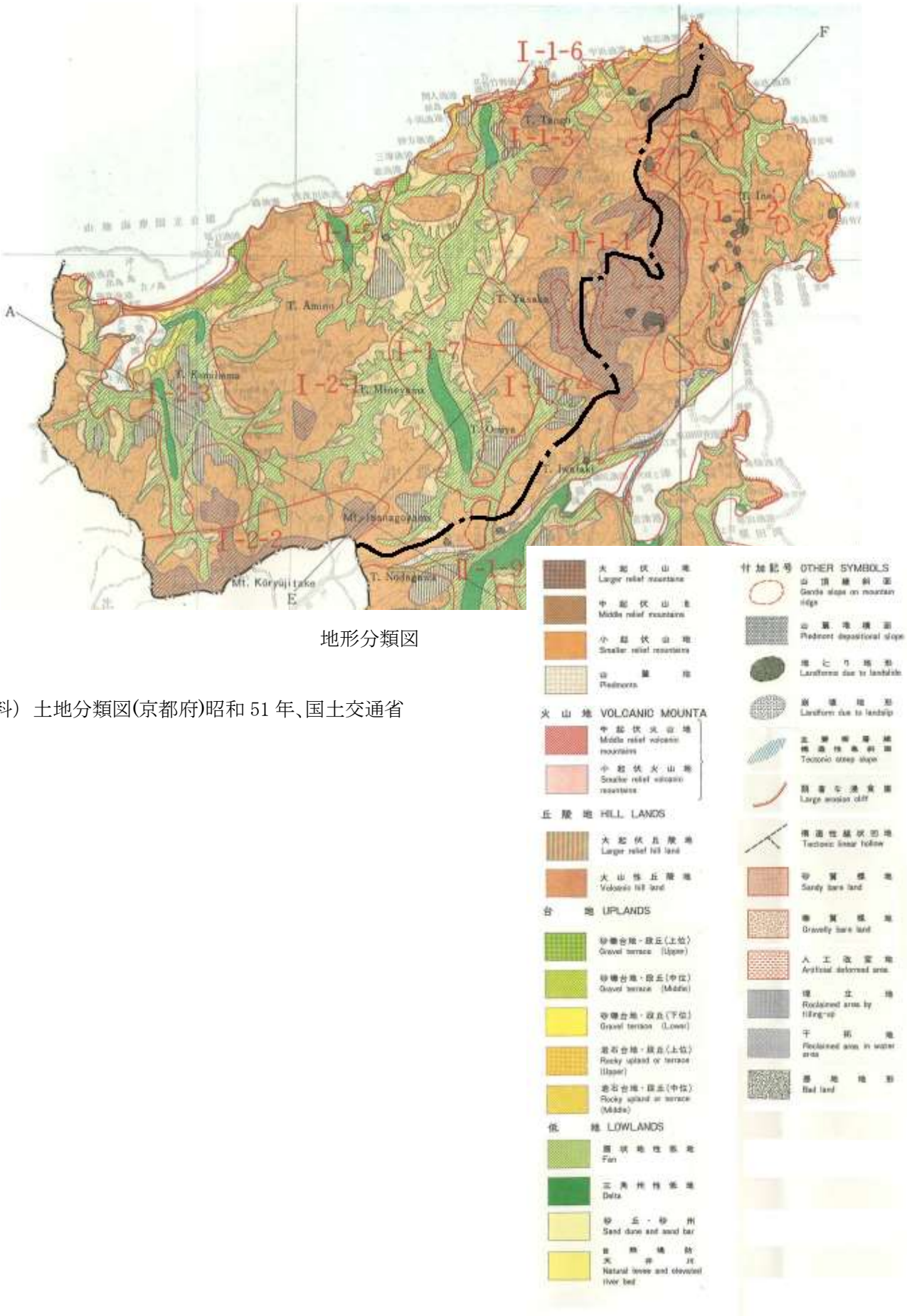
第2 地形、地質及び地盤

本市の地形は全体として丹後山地の地形区に属し、中央部以東は丹後半島の地形となっている。標高は南端部の山地付近および丹後半島中央部に標高 500m～600m前後の山地が連なり、これを取り巻いて標高 200m～300m前後の低山地や丘陵地が分布し、全体として北部に向かって順次高度が低下し、北部の海岸で 0mとなる。本市で最も標高の高い山は、高竜寺ヶ岳(旧久美浜町)で 696.7mとなっている。これに次いで、太鼓山が 683.1m、磯砂山が 661mなどの順となっている。

本市中央部には竹野川が流れ、南部に端を発して北流し日本海に注いでいる。本市の地形は全体として山地・丘陵地が卓越し平野が少ない。わずかに竹野川沿いや西部の川上谷川などの河川沿いの平野や、日本海の海岸沿いの小規模な海岸平野などがある。また、久美浜には内湾性の久美浜湾があるほか、海岸部には砂州や浜などの海岸地形が一部にみられる。その他の海岸線は全般に急峻な山地が海に迫り、曲折した海岸線を形成して、岩浜などとなっている。



京丹後市の地形（北から南を見下ろしたもの）

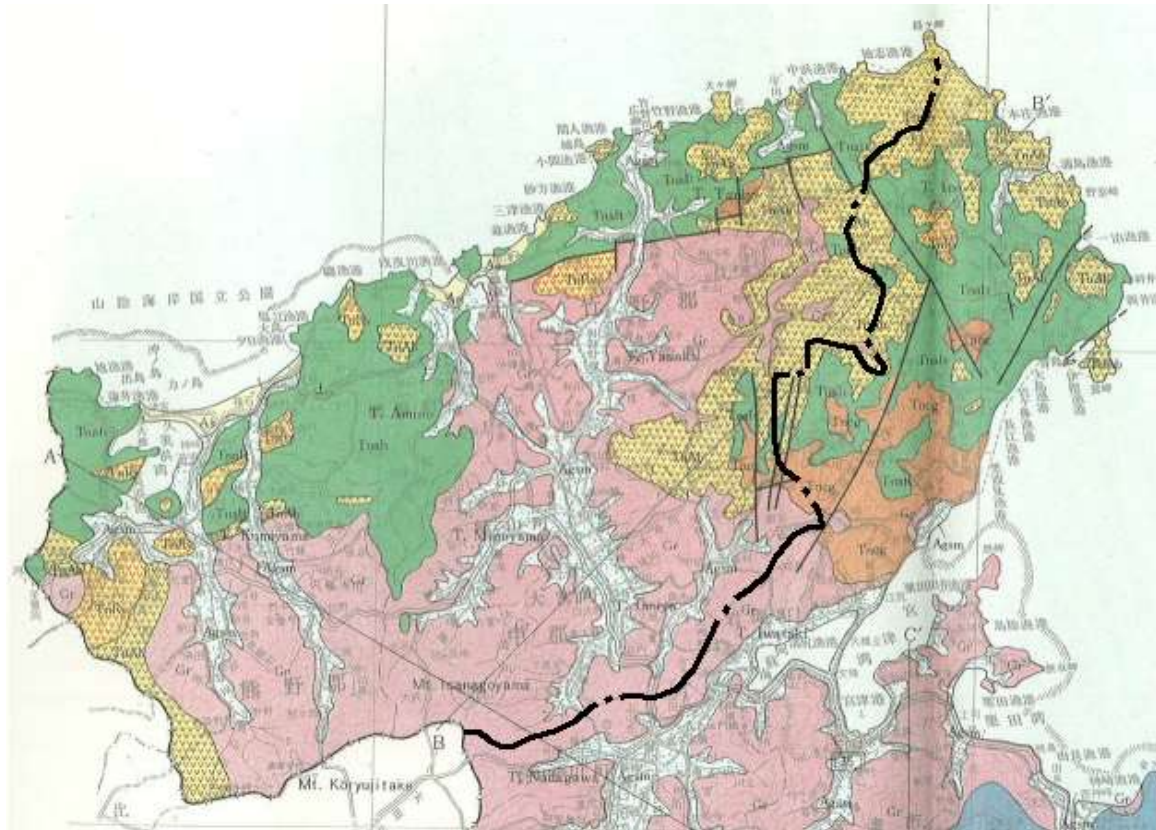


地質は、全体としては飛騨外縁帯に属する。地質は、基盤岩とこれを被う第三紀層と沖積層により構成される。

基盤岩である花崗岩類は中・南部に広く分布し、これらはいずれも固結した強固な岩盤を形成する。

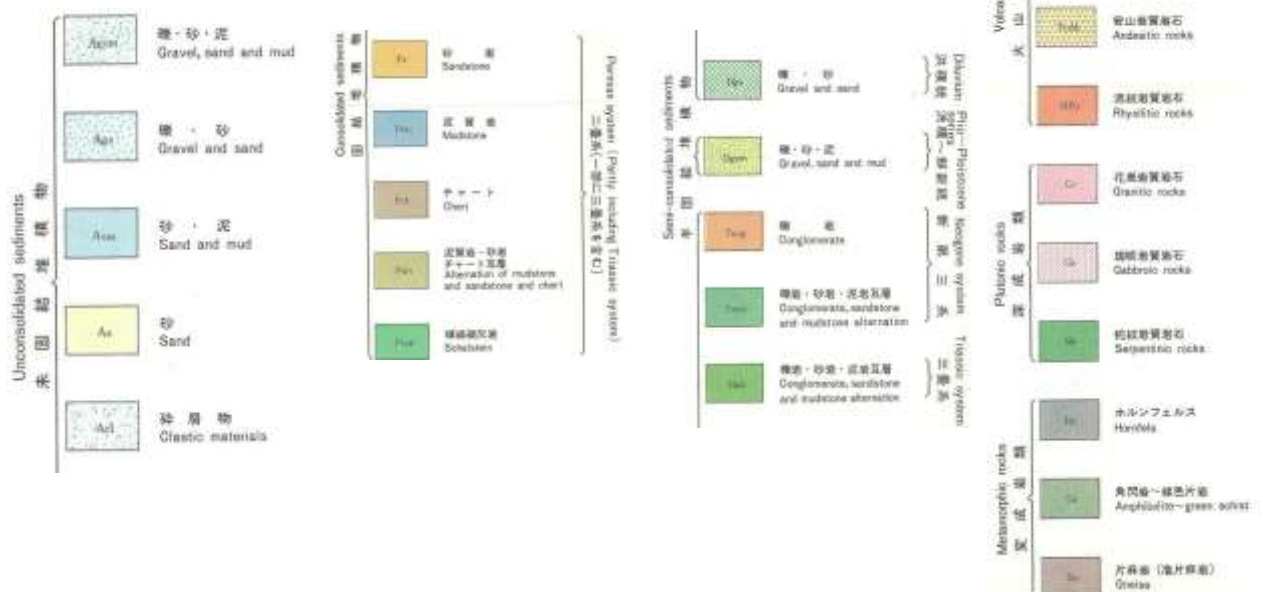
北部の海よりには第三紀中新世に堆積した礫岩・砂岩・泥岩の互層と、西部や東部の山地部に同時期に形成された火山性の安山岩質岩石が分布し、北但層群の丹後累層などと呼ばれている。

花崗岩や安山岩などの表層部では、風化作用が進み、花崗岩は軟岩となり強風化部ではマサ土となっている。また、安山岩は風化作用を受けると赤褐色を帯びた粘性土になり、東部の一部では地すべり地となっている。



表層地質図

資料) 土地分類図(京都府)昭和 51 年、国土交通省



第3 気象

市の気候は、典型的な日本海型気候で、晩秋から春先にかけては時雨や雪の日が多く、北西の風によってめまぐるしく変わる丹後特有の「うらにし^{たいざ}」を生む。積雪は、山間部では1mに及ぶところもある。

アメダス(観測地：間人)によれば、1991～2020の間の年平均値は次表に示すとおりである。平均気温は15.4℃で、夏期の8月では26.9℃、冬期の1月で5.3℃と寒暖の差が大きい。

丹後地域の気象(年平均：月・年)

	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量
単位	℃	℃	℃	m/s	時間	mm
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30年	30年	30年	30年	30年	30年
1月	5.3	7.9	2.7	4.2	51.0	222.1
2月	5.5	8.4	2.7	4.0	79.5	125.4
3月	8.2	11.8	5.0	3.5	141.4	123.7
4月	13.1	17.1	9.5	2.7	188.1	99.3
5月	17.6	21.7	14.1	2.1	205.8	120.4
6月	21.1	24.6	18.3	1.9	162.9	141.8
7月	25.3	28.7	22.8	1.8	178.4	170.6
8月	26.9	30.5	24.2	1.9	220.9	117.7
9月	23.2	26.2	20.6	2.6	152.7	198.0
10月	18.2	21.0	15.5	3.0	141.8	138.9
11月	13.1	15.9	10.3	3.3	99.2	154.7
12月	7.9	10.7	5.2	4.0	63.7	264.9
全年	15.4	18.7	12.6	2.9	1692.5	1899.1

資料) アメダス

間人(京都府)緯度：北緯 35 度 44.2 分／経度：東経 135 度 05.2 分

気象の極値

項 目	極値(第1位)	年 月 日	統計期間
最高気温	37.9℃	2018年 8月 22日	1977/2～2025/1
最低気温	-5.9℃	1981年 2月 26日	1977/2～2025/1
最大風速・風向	26m北東	2004年 10月 20日	1977/2～2025/1
日降水量	169mm	1990年 9月 18日	1976/4～2025/1
最大1時間降水量	51mm	1995年 9月 3日	1976/4～2025/1
月間降水量の多い方	677mm	2005年 12月	1976/4～2025/1
月間降水量の少ない方	5mm	2000年 8月	1976/4～2025/1
月間日照時間の多い方	264.7時間	2023年 8月	2021/3～2025/1
月間日照時間の少ない方	46.9時間	2022年 12月	2021/3～2025/1

資料) アメダス

間人(京都府)緯度：北緯 35 度 44.2 分／経度：東経 135 度 05.2 分

※日照時間は、2021年3月2日から、気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値

(令和6年の月別気象)

令和6年(2024年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和6年(2024年)の月別及び全年の気象

月	降水量	最大 日 降水量	起日	最大 1時間 降水量	起日	平均 気温	最高 気温	起日	最低 気温	起日	平均 風速	最大 風速	風向	起日	日照 時間
単位	mm	mm	(月)日	mm	(月)日	℃	℃	(月)日	℃	(月)日	m/s	m/s		(月)日	時間
1月	177.0	35.5	24日	7.5	24日	6.7	14.2	18日	-1.1	24日	5.0	17.5	西北西	7日	74.4
2月	130.5	16.5	25日	8.0	10日	7.5	20.3	15日	2.2	12日	4.8	13.2	西北西	15日	57.9
3月	138.0	22.0	26日	8.0	26日	8.1	18.8	30日	0.0	2日	4.6	16.7	北	20日	132.6
4月	104.0	28.0	9日	6.0	9日	15.3	26.2	29日	7.3	10日	2.4	10.6	北	9日	186.5
5月	126.0	63.5	28日	9.5	28日	17.9	29.5	27日	10.3	9日	2.8	12.6	西南西	16日	217.2
6月	176.5	99.0	23日	26.0	23日	22.5	33.6	15日	15.1	2日	2.1	11.3	西南西	23日	212.6
7月	190.0	57.5	14日	27.5	14日	27.2	35.0	26日	20.2	1日	1.9	12.4	西南西	10日	187.0
8月	60.0	43.0	31日	25.5	31日	28.3	36.6	27日	24.0	31日	2.4	9.0	北東	31日	250.2
9月	16.5	5.0	23日	3.5	24日	26.9	36.0	14日	19.8	23日	2.7	11.7	西南西	22日	203.9
10月	204.5	42.0	3日	17.0	12日	20.1	28.9	18日	13.4	21日	3.5	13.7	東北東	3日	125.5
11月	153.5	61.0	2日	12.0	2日	14.0	24.8	4日	5.0	30日	4.4	13.7	北東	2日	97.7
12月	238.5	38.5	18日	10.5	8日	7.5	17.1	3日	1.1	28日	4.9	14.7	西北西	13日	51.3
全年	1715.0	99.0	6月23日	27.5	7月14日	16.8	36.6	8月27日	-1.1	1月24日	3.5	17.5	西北西	1月7日	1796.8

資料) アメダス、間人(京都府)

第2節 市の社会的条件

第1 人口等

1 人口と世帯

京丹後市の総人口は、令和2年国勢調査において 50,860 人。全体として減少傾向を示しており、昭和55年から令和2年の40年間で約30.3%の減少となっている。一方、世帯数は20,138世帯で、ほぼ変わらず1.05倍（昭和55年国勢調査19,178世帯）となっている。

人口	世帯数	人口密度（人／k m ² ）	平均世帯人員
50,860 人	20,138 世帯	101.4	2.5 人

2 年齢階層別人口と地区別人口

京丹後市においても少子高齢化は進んでおり、平成7年には高齢者人口（65歳以上）が年少人口（14歳以下）を上回るに至っている。

地区別人口で見ると内陸部3地区が全体の過半数を占め、他の3地区合計をやや上回る。また、久美浜、網野地区を除く4地区を流れる竹野川流域に全体の6割の人口が居住する。

（単位：人・％）

	総数	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
総数	50,860 (100)	11,337 (100)	9,575 (100)	11,778 (100)	4,657 (100)	4,671 (100)	8,842 (100)
14歳以下	5,662 (11.2)	1,405 (12.6)	1,252 (13.2)	1,149 (9.8)	415 (8.9)	481 (10.3)	960 (10.9)
15～64歳	25,593 (50.6)	6,039 (54.0)	5,262 (55.5)	5,783 (49.2)	2,147 (46.2)	2,201 (47.1)	4,161 (47.2)
65歳以上	19,292 (38.2)	3,737 (33.4)	2,973 (31.3)	4,813 (41.0)	2,086 (44.9)	1,987 (42.6)	3,696 (41.9)

※ 国勢調査（令和2年）

3 観光入込客

夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約181万人。大部分は日帰り客（令和5年実績81％）である。

観光入込客											（単位：人）
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
126,563	105,562	127,920	111,404	146,270	106,390	231,091	280,475	128,555	142,332	163,167	138,246
合 計										1,807,975	

※ 令和5年観光入込客数 京都府観光入込客数等調査報告書

第2 産業

京丹後市一帯は旧来米作りや養蚕が盛んで、醸造また絹織物の発祥の地ともいわれ、特に絹織物は全国に名高い「丹後ちりめん」を生み、産業の中心となって発展してきた。しかし、和装需要の減退等によりちりめんの生産量は最盛時の7分の1を割り込む状況となっている。また、織物業と並ぶ地域の基幹産業である機械金属業は戦後急速な発展を遂げ地域経済を担ってきたが、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷や他産地との競争激化により厳しい状況が続いている。そうした中で、丹後地方の優れた自然や歴史、文化を生かした観光拠点施設や温泉施設が丹後一円に整備が進められ、広域的な観光振興が期待されている。

第3 交通

1 道路

平成28年10月30日に山陰近畿自動車道の京丹後大宮IC－与謝天橋立IC間が開通し、市内初の自動車専用道路として京都縦貫自動車道に接続した。これにより京都市をはじめ、関西地方への高速道路網が整備された。現在、峰山町への延伸に向けて事業中である。

また、京丹後市の道路網は、国道178号、312号、482号が6町を環状に結び、これを補完する形で、主要地方道及び府道が整備されている。

一方、全体としての道路改良率が50%に満たないなど、低い整備状況にある。

2 鉄道

京丹後市の鉄道網は、一部区間を除き国道（178号又は312号）とほぼ平行して、京都丹後鉄道が大宮町～峰山町～網野町～久美浜町を結んで整備されている。この路線は、JR線に接続し、京都方面へ直通特急が運行されるなど、京阪神方面への主要なアクセスとなっている。

第4章 震災の想定、地震災害履歴及び考慮すべき災害特性

第1節 地震災害履歴及び考慮すべき災害特性

第1 災害履歴(北丹後地震による被害)

1927年(昭和2年)3月7日午後6時27分頃に起きた丹後半島の頸部を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生した。全体で、死者2,925人、全壊家屋5,149戸の被害を出し、また火災が多く発生して6,459戸が全焼した。

京丹後市においては、旧6町ごとの被害は次表に示すとおりである。家屋被害は焼失2,166棟、全壊3,778棟、半壊3,236棟であった。

人的被害は、死亡(行方不明を含む)は2,259人、重傷953人、軽傷1,240人であった。

(単位:棟・人)

		総数	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
家屋被害	焼失	2,166	1,424	44	690	4	4	0
	全壊	3,778	1,295	184	1,623	91	315	270
	半壊	3,236	695	164	787	326	385	879
人的被害	死亡	2,259	1,408	50	716	10	75	0
	重傷	953	427	24	442	8	52	0
	軽傷	1,240	527	76	554	12	49	22

※ 資料編1-1 京丹後市災害履歴

第2 考慮すべき災害特性

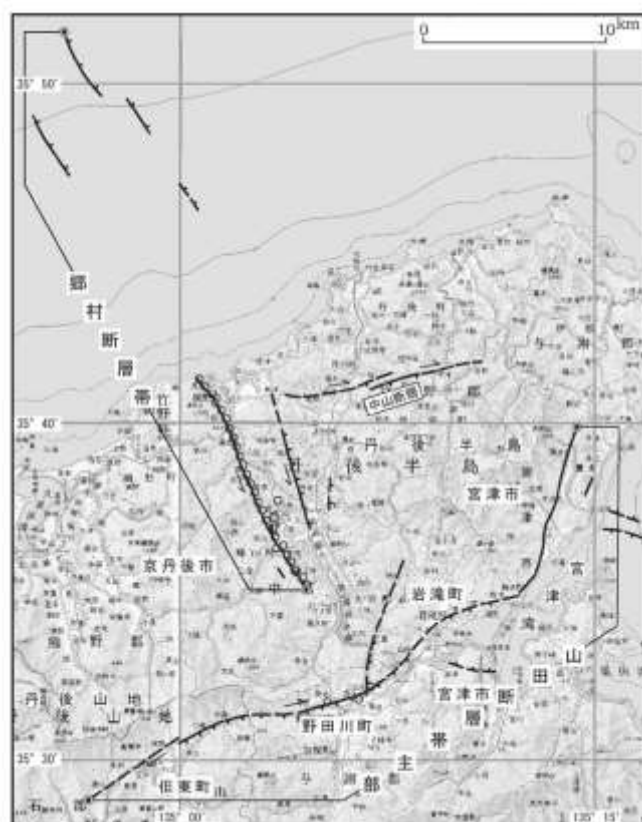
1 地震による被害

政府の地震調査研究推進本部の「山田断層帯の長期評価について」(平成16年12月8日)によれば、以下のように報告されている。

山田断層帯は山田断層帯主部と郷村断層帯に区分され、前者は、京都府宮津市北部から与謝野町を経て、兵庫県豊岡市但東（たんとう）町に至る断層帯である。断層帯の長さは約 33km で、ほぼ北東－南西方向に延びており、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する成分を伴う断層である。後者は、京都府丹後半島北西沖合いの海域から京都府京丹後市大宮町口大野付近に至る断層帯である。陸上部の長さは約 13km であるが、海底部まで含めた長さは約 34km もしくはそれ以上である。ほぼ北北西－南南東方向に延びており、左横ずれを主体とし、南西側が相対的に隆起する成分を伴う断層である。

山田断層帯主部の最新活動時期は、約 3 千 3 百年前以前であったと推定されるが、平均活動間隔は不明である。

郷村断層帯の最新活動時期は 1927 年（昭和 2 年）の北丹後地震である。平均活動間隔は、1 万－1 万 5 千年程度である可能性がある。



山田断層帯の評価で考慮された断層

将来の活動については、山田断層帯主部は、全体が 1 つの活動区間として活動する可能性があり、断層帯の長さが約 33 km であることからマグニチュードは 7.4 程度と推定されている。地震発生の可能性は、平均的な活動間隔に関するデータが得られていないため、将来における地震発生の可能性は不明である。

郷村断層帯については、全体が 1 つの活動区間として活動する可能性があり、断層帯の長さが約 34 km 以上であることからマグニチュードは 7.4 程度もしくはそれ以上と推定されている。本断層帯では、平均活動間隔が約 6 千 9 百年以上、最新活動時期が 1927 年（昭和 2 年）の北丹後地震であることから、今後 30 年以内、50 年以内、100 年以内、300 年以内の地震発生確率は、いずれもほぼ 0 % となる。

気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月 31 日より改定：一部略記）

	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強
屋内の状況	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
屋外の状況	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
木造建物	耐震性低	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多い。
	耐震性高	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
鉄筋コンクリート造建物	耐震性低	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
	耐震性高	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
地盤	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。		地割れが生じることがある。	大きな地割れが生じることがある。
斜面等	落石やがけ崩れが発生することがある。		がけ崩れや地すべりが発生することがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注 4) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 5) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

2 積雪の地震被害に対する影響

京丹後市は冬期の積雪が著しい地域に含まれる。積雪期に地震が発生すると、通常の雪害よりも大きな被害を与える可能性が高いと考えられる。以下に、被害を拡大する要因を整理した。

被害拡大要因	対策阻害要因	対策増加要因
●家屋被害の拡大 屋根上の積雪加重により、倒壊家屋の多発が予想される。また、1階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2階部分の被害の多発が予想される。これらの家屋は、融雪とともに全壊へ進むものと予想される。 ●火災の発生 家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大することが予想される。また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。 ●雪崩の発生 地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、降雪が多く積雪が不安定の場合は、表層雪崩の発生も懸念される。 ●人的被害の多発 家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。また、屋根雪の落下や雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。	●情報活動の阻害 道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により、孤立集落の多発が予想され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。 ●消防活動の阻害 消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。 ●救出活動の阻害 倒壊家屋の屋根の雪で、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される、 ●重要施設応急復旧活動の阻害 復旧は除雪しないと被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。	●被災者、避難者の生活確保 被災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化することが予想される。 ●除雪 地震後も降雪が続いた場合、全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

3 地区別災害特性

地区	風水害	地震
峰山町	竹野川、鱒留川、小西川沿いの谷底平野などで水害の危険性がある。	竹野川沿いの谷底平野で震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性がある。 竹野川、鱒留川、小西川の主要な谷底平野部で液状化の可能性がある。
大宮町	竹野川、常吉川、久住川などの河川沿いの谷底平野などでの水害の危険性がある。	竹野川沿いの谷底平野で震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性がある。 竹野川沿いの谷底平野部で液状化の可能性がある。
網野町	福田川、新庄川、大橋川、木津川などの河川沿いの谷底平野、海岸平野などで水害の危険性がある。 日本海沿岸部の海岸平野などで高潮の危険性がある。	福田川、新庄川、大橋川、木津川などの河川沿いの谷底平野、海岸平野などで震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性があり、液状化の可能性がある。
丹後町	竹野川、宇川などの河川沿いの谷底平野、海岸平野などで水害の危険性がある。 日本海沿岸部の海岸平野などで高潮の危険性がある。	竹野川、宇川などの河川沿いの谷底平野、海岸平野などで震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性があり、海岸平野や谷底平野部で液状化の可能性がある。
弥栄町	竹野川、鳥取川沿いの谷底平野で水害の危険性がある。	竹野川沿いの谷底平野で、震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性があり、液状化の可能性がある。
久美浜町	久美谷川、川上谷川、佐濃谷川沿いの谷底平野、海岸平野などで水害の危険性がある。 久美浜湾及び日本海沿岸部の海岸平野などで高潮の危険性がある。	久美谷川、川上谷川、佐濃谷川沿いの谷底平野、海岸平野などで震度が相対的に高くなることが予想され、地震被害が発生する可能性があり、谷底平野や海岸平野部で液状化の可能性がある。

第2節 震災の想定

第1 京丹後市付近の想定地震のタイプ

地震のタイプは、発生原因別により以下のタイプに区分される。

- 1 内陸型の地震：活断層の活動によって発生する地震。直下型地震とも呼ばれる。
- 2 海洋型の地震：海溝付近に位置するプレート境界付近で発生する地震
- 3 火山性の地震：火山活動時のマグマの活動で発生する地震

日本で大きな被害を及ぼす地震は、内陸型の地震と海洋型の地震が多く、それぞれ兵庫県南部地震（1995年1月）と南海地震（1946年12月）などがあげられる。

第2 想定震源モデル

京丹後市は日本海に接しており、プレートの境界より遠く離れて、既往の海洋型地震では被害が出ていないため、活断層の活動によって発生する内陸直下型地震を想定地震として設定する。

政府の地震調査研究推進本部によれば、山田断層帯は、平均的な活動間隔に関するデータが得られていないため、将来における地震発生の可能性は不明となっている。また、郷村断層帯については、前述の通り、今後30年以内、50年以内、100年以内、300年以内の地震発生確率は、いずれもほぼ0%となっている。

しかし、2000年10月に発生した鳥取県西部地震は、マグニチュード7.3で、既知の活断層ではない場所を震源としたものであった。

このことから、内陸直下型地震は、日本においてはどこで起きても不思議ではない。

よって、震災の想定は、内陸直下型地震での被害想定を基本とする。

第3 京都府地震被害想定調査(平成20年)

京都府では、平成9年度に公表した第一次地震被害想定調査結果に基づき、地震防災対策に取り組んできたが、その後に確立された新たな科学的知見、各種調査による地質・地盤情報等の蓄積を踏まえ、新たに平成17年度から平成18年度までの2箇年をかけて、第二次地震被害想定調査を実施した。

この調査では、学識経験者で構成する京都府地震被害想定調査委員会を設置し、対象地震として京都府内及び周辺の22の活断層地震及び東南海・南海地震（同時発生）の計23地震を選定の上、京都府域における震度予測及び被害想定を行った。

京丹後市域に大きな被害を及ぼすおそれのある「郷村断層」及び「山田断層」の被害想定結果を以下に示す。（出典：京都府地震被害想定調査委員会報告（平成20年5月の報告））

表 想定される地震の被害状況

(京都府地震被害想定調査結果(2008))

郷村断層（人的被害）

京丹後市最大震度7

	夜間人口 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)
峰山町	12,973	294	1,260	1,256	11,566
大宮町	10,336	225	922	892	8,771
網野町	15,358	333	1,476	1,349	12,507
丹後町	6,853	80	435	319	4,726
弥栄町	5,867	127	510	475	4,911
久美浜町	11,343	111	685	439	7,712
(合計) 京丹後市	62,730	1,170	5,288	4,730	50,193

※人口は夜間人口

※死者数、負傷者数、要救助者数は冬早朝の地震発生を想定したもの

郷村断層（建物被害）

京丹後市最大震度7

	建物総数 (棟)	建物全壊 (棟)	建物半壊・一 部損壊 (棟)	焼失建物 (棟)
峰山町	12,483	9,175	1,928	1,849
大宮町	11,178	7,455	1,973	1,661
網野町	15,479	11,086	1,542	2,704
丹後町	8,527	3,434	2,459	1,043
弥栄町	6,450	4,286	1,103	1,030
久美浜町	15,831	5,561	4,597	1,678
(合計) 京丹後市	69,948	40,997	13,602	9,965

※焼失建物棟数は秋夕刻の強風時での地震発生を想定したもの

山田断層（人的被害）

京丹後市最大震度7

	人口 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)
峰山町	12,973	219	950	857	9,729
大宮町	10,336	211	857	805	8,355
網野町	15,358	172	886	687	9,188
丹後町	6,853	50	309	203	3,805
弥栄町	5,867	84	389	331	4,166
久美浜町	11,343	85	530	329	6,708
(合計) 京丹後市	62,730	821	3,921	3,212	41,951

※人口は夜間人口

※死者数、負傷者数、要救助者数は冬早朝の地震発生を想定したもの

山田断層（建物被害）

京丹後市最大震度7

	建物総数 (棟)	建物全壊 (棟)	建物半壊・一 部損壊 (棟)	消失建物
峰山町	12,483	6,112	3,212	1,468
大宮町	11,178	6,657	2,372	1,572
網野町	15,479	5,262	4,021	1,629
丹後町	8,527	2,151	2,604	810
弥栄町	6,450	2,897	1,704	796
久美浜町	1,5831	3,961	4,708	1,329
(合計) 京丹後市	69,948	27,040	18,621	7,604

※焼失建物棟数は秋夕刻の強風時での地震発生を想定したもの

第4 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測

1 最大クラスの地震・津波の対象の選定等

平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえて制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成 26 年 9 月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（事務局：国土交通省）から、日本海における最大クラスの津波断層モデルが提示された。

京都府において、これらの断層及び過去に発生した津波の断層から、専門家の科学的な知見を踏まえ、京都府に影響が大きい断層として日本海中部地震（1983 年）、F20、F24、F49、F52、F53（若狭湾内断層）、F54（郷村断層）を選定し、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に震度予測、津波浸水想定及び被害予測等が行われた。

断層モデル	断層長さ (km)	地震の規模 (Mw)
日本海中部地震	40	7.7
	60	
F20	30.8	7.8
	47.2	
	52.4	
	39.2	
F24	53.7	7.9
	77.9	
F49	21.1	7.4
	36.3	
	29.9	
F52	22.5	7.3
	25.4	
	22.5	
F53（若狭湾内断層）	17.2	7.2
	11.4	
	31.3	
F54（郷村断層）	57.6	7.2

京都府津波浸水想定における断層位置図



2 津波浸水想定

京丹後市における最高津波水位となる地点は、丹後町袖志地区の崖地で 8.5m、最高津波到達時間は約 28 分（いずれも F49 断層）となっているが、陸地の標高が約 17m であり、津波水位を上回っている。

浸水が想定される地域における最高津波水位は、網野町浅茂川の地点で 3.3m、最高津波到達時間は 31 分（いずれも F49 断層）となっている。

3 被害予測

「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の発生により、予測される被害は、次のとおりである。

なお、F54（郷村断層）は、「第3 京都府地震被害想定調査（平成 20 年）」の対象震源断層に含まれているが、被害想定との根拠となる断層モデルのほか、人口や想定手法も異なる。

想定項目		最大震度	人的被害（人）						建物被害（棟）		
			死者数	負傷者数		要救助者数	避難者数		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
					重傷者数		短期	長期			
日本海中部地震		1	0	20	10	－	0	－	－	0	－
	地震		－	－	－	－			－	－	－
	津波		0	20	10	－			－	0	－
F20		3	0	20	10	－	10	－	－	10	－
	地震		－	－	－	－			－	－	－
	津波		0	20	10	－			－	10	－
F24		3	0	40	10	－	20	0	0	20	－
	地震		－	－	－	－			－	－	－
	津波		0	40	10	－			0	20	－
F49		5 強	40	100	30	0	270	30	70	280	－
	地震		－	10	－	－			20	80	－
	津波		40	90	30	0			50	200	－
F52		5 強	－	40	10	－	110	10	30	120	－
	地震		－	10	－	－			30	100	－
	津波		－	30	10	－			－	20	－
F53 （若狭湾内断層）		6 強	260	2,650	400	370	14,790	4,200	4,600	10,490	3,520
	地震		260	2,650	400	370			4,600	10,490	3,520
	津波		－	－	－	－			－	－	－
F54 （郷村断層）		7	2,950	8,040	3,590	3,460	41,440	22,210	35,250	9,210	7,550
	地震		2,940	8,030	3,590	3,460			35,240	9,190	7,550
	津波		10	10	0	－			10	20	－

第5章 防災ビジョン

第1節 計画の基本理念

第1 基本理念

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響で海面水位の上昇、豪雨や台風の強度の一層の増大など、水害や土砂災害、高潮災害等の頻度や規模の増大が懸念されている。また、都市化、少子高齢化、国際化、情報化等の社会構造の変化に伴い、ひとたび災害が発生した場合に想定される被害の大規模化、被害態様の複雑化・多様化の潜在的可能性が増している。

そのため、この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、京都BCPにより、早期の復旧・復興に努める。
- 2 災害に対しては、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、市民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- 4 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等市民相互間の自主的な防災活動の支援に努める。
- 6 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害対策の推進に努める。

第2 基本理念の展開方向

基本理念を具体化するためには、長期的なビジョンのもと、予防・警戒・応急・復旧の各計画分野を一貫する体系的かつ総合的な地域防災計画を確立し、市の各部・各支部、市民、事業所・団体、その他市域にあるすべての組織、人々が手を携えて、その実現をめざすことが必要である。

基本理念の具体化として、以下の4点を掲げて取り組むこととする。

- 1 災害に強いまちをつくる
- 2 防災施設・設備等を整備・強化する
- 3 防災行動力を向上させる
- 4 実質的な警戒・応急・復旧計画を確立する

基本理念の具体化は、おおむね以下の展開方向を重点課題として推進する。

1 災害に強いまちをつくる

展開方向	あらまし
防災空間の確保	☐ 市街地における道路、広場、公園、緑地等の確保 ☐ 市街地における消防水利の確保、耐災化の推進 ☐ 林地における林道、防火帯、消防水利の確保
建築物の不燃化、耐震化の促進	☐ 既存建築物の耐震診断、改修の促進 ☐ 市街地における防火地域、準防火地域の指定
防雪対策の強化	☐ 道路除雪対策の強化 ☐ 雪崩危険箇所における雪崩防止柵等の整備
治山、治水対策の促進	☐ 山地災害危険地区における治山事業の促進 ☐ 主要河川整備の促進、普通河川・沢地の整備推進 ☐ 土砂災害危険箇所の整備 ☐ 防災に配慮した土地利用の誘導 ☐ 危険地域等に関する情報公開の推進
港湾海岸施設防災施策等の促進	☐ 国土交通省所管海岸保全区域における風浪による海岸侵食防止工事の促進 ☐ 港湾環境・侵食対策事業の促進 ☐ 船舶保安対策の実施 ☐ 漁港施設整備事業の促進
公共公益施設の耐災化の推進	☐ 上下水道、観光拠点施設及び国・府・市道の耐災化 ☐ 電力、電話、ガスの耐災化の促進 ☐ その他公共公益施設における施設・設備の耐災化
福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進	☐ 建築物や歩道、案内標識等都市空間におけるバリアフリー化 ☐ 鉄道、バス等交通機関、公共公益施設における設備のバリアフリー化 ☐ 住民が相互に支えあう地域社会づくり

2 防災施設・設備等を整備・強化する

展開方向	あらまし
防災拠点機能の整備	☐ 市本部、支部としての防災拠点の強化 ☐ 常備消防力の整備強化 ☐ その他地区における防災拠点の整備 ☐ 災害に強い情報通信ネットワークの整備
安全避難のための環境整備	☐ 災害危険区域に関するハザードマップの作成 ☐ 市街地における指定緊急避難場所の確保 ☐ 要配慮の安全避難支援体制の確保
円滑な救援・救護対策実施のための環境整備	☐ 緊急輸送環境の整備 ☐ 市立病院を中心とした災害時医療救護体制の整備 ☐ 社会福祉施設等を中心とした要配慮支援体制の整備 ☐ 被災者救援体制の整備
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策	☐ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備 ☐ 災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等

3 防災行動力を向上させる

展開方向	あらまし
市民・職員の防災行動力の向上	☐ 防災知識の普及、防災意識の啓発 ☐ 危険区域に関する情報の公開 ☐ 防災訓練の充実
自主防災組織等の充実	☐ 消防団の充実 ☐ 事業所等自衛消防組織の充実 ☐ 自主防災組織の充実
家庭内備蓄・事業所内備蓄の確保	☐ 救助活動等防災のための資器材の備蓄 ☐ 水・食料・生活必需品等物資備蓄の促進

4 実質的な警戒・応急・復旧対策計画を確立する

展開方向	あらまし
役割分担・連携方法・実施手順の明確化	☐ 対策要員確保のためのルール確立 ☐ 事態の推移に即した具体的実施要領の作成 ☐ 各部課・市民局・各機関・市民・事業所相互の分担・連携の整備
応援・支援受入れ体制の確立	☐ 応援・支援受入れ手順等の整備 ☐ 専門ボランティアの登録促進 ☐ 一般ボランティア受入れ体制の確立
防災に関する調査、研究の推進並びに成果活用のための体制確立	☐ 予知・予測等に関する研究成果の収集・活用 ☐ 他市町村が経験した災害事例に関する情報収集、成果活用 ☐ 災害対策基本法想定外の事故事例に関する情報収集、成果活用

第2節 今後 10 年を期間として達成すべき基本目標

「京丹後市総合計画」をはじめとする市計画に基づき、府・国・防災関係機関並びに市民・事業所と連携・協力し、以下について、今後 10 年を期間として達成するよう努める。

基本理念	達成すべき基本目標
災害に強いまちをつくる	☐ 都市計画マスタープランの作成（用途地域等の検討） ☐ 身近な公園・緑地空間の整備 ☐ 河川改修事業、内水対策事業、港湾整備事業 ☐ 渇水や災害に強い上下水道施設の整備 ☐ 災害発生時における円滑な移動の確保等を考慮した道路交通ネットワーク整備 ☐ 除雪体制の整備 ☐ CATV等広域情報ネットワークの整備 ☐ 電子自治体構築事業 ☐ 市主要施設及び木造住宅の耐災化 ☐ 土砂災害等危険地域対策事業 ☐ 雪崩危険地対策事業 ☐ 保安林整備 ☐ 市の景観にマッチした避難誘導標識の整備 ☐ 駅・公共施設等のバリアフリー化
防災施設・設備等を整備・強化する	☐ デジタル防災無線システム（同報系含む）の充実 ☐ 府衛星通信防災情報システムとの機能連携 ☐ 災害の多様化にあわせた消防力の充実 ☐ 各種ハザードマップの作成 ☐ 市立病院を中心とした災害時医療救護体制の充実 ☐ 支部等地区拠点における防災備蓄の強化 ☐ 防災拠点施設の整備
防災行動力を向上させる	☐ 想定される災害類型毎の総合防災訓練の実施 ☐ 消防団、自主防災組織の強化 ☐ 各種災害応援協定の拡充 ☐ 家庭内備蓄、事業所内備蓄 1 週間分確保の徹底
実際の警戒・応急・復旧計画を確立する	☐ 個別警戒・応急・復旧対策マニュアルの整備 ☐ 各種専門ボランティアの確保 ☐ ボランティアセンターの整備、充実